

埼玉県第4種少年サッカー連盟

表彰規程

(目的)

第1条 サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著な者を讃えることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は功労賞とし、表彰の基準は永年(20年以上)少年サッカーの指導に精励し、著しく功績があり他の模範である者とする。

(候補者の推薦)

第3条 前条に該当するときは、市町村サッカー協会等関係団体の長が、別紙「推薦書」に必要事項を記載して第4種少年サッカー連盟に推薦することとする。

(受賞者の選考)

第4条 前条により推薦された者については、理事会において選考する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は次年度評議員会で行う。

(規程の変更)

第6条 本規程の変更は、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年7月1日から改正、施行する。
- 3 この規程は、平成18年6月24日から改正、施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月28日から改正、施行する。

別紙)

埼玉県第4種少年サッカー連盟
会長様

推 薦 書

団体名
代表者名
記載者名

印

候補者	氏名 [ふりがな]	[]
	所属 [地区]	[]
	住 所	
	生年月日	
活動経歴		
推薦理由		
特記事項		

注：[地区]は東部、西部、南部、北部の別を記入する。